

料金整理業務の委託化と水道メーター検針業務委託の拡大に伴う債務負担行為の設定について

1 平成 19 年度横浜市水道事業会計補正予算概要

平成 20 年度当初に開始する「料金整理業務」の委託、及び対象区を拡大する「水道メーター検針業務」の委託について、今年度に契約を締結するに際し、複数年契約とします。このため、債務負担行為を設定する必要がありますので、水道事業会計予算の補正を行います。

また、このことに伴い、すでに現在、債務負担行為を設定している「水道メーター検針業務」について、一部を変更する必要が生じたので、合わせて補正します。

① 平成 19 年度当初予算で設定している債務負担行為

区分	債務負担行為限度額	委託行政区数	20 年度	21 年度	22 年度
水道メーター検針業務委託	708,000 千円	3 区	金沢区		
			南区		
			都筑区		

③へ
②へ

② 今回変更する債務負担行為

- ・委託期間の延伸 H20～H22 ⇒ H20～H23
- ・委託行政区の調整 3 区 ⇒ 2 区(金沢区は③へ)

区分	債務負担行為限度額	委託行政区数	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
水道メーター検針業務委託	676,000 千円	2 区	南区			
			都筑区			

③ 追加して設定する債務負担行為

区分	債務負担行為限度額	委託行政区数	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
水道メーター検針業務及び料金整理業務委託	2,227,000 千円	4 区	金沢区		検針	料金整理	
			磯子区		検針	料金整理	
旭区		検針	料金整理				
瀬谷区		検針	料金整理				

※ ② ③の網掛けは、補正予算による債務負担行為限度額の増部分

2 9月補正の理由

料金整理業務については、初めての委託になることから、市内事業者に経験がなく、平成20年4月の委託開始までに、事前研修を含め、準備に4、5か月を必要とすることから、9月に補正を行います。

3 平成20年度委託開始までのスケジュール

平成19年9月～10月	履行能力審査、入札
平成19年11月	契約を締結
平成19年12月	お客さまへの広報(広報よこはま全市版)
平成20年1月～3月	現場引継ぎのための同行研修等
平成20年2月～3月	当該区のお客さまへの広報(広報よこはま各区版、各戸へのチラシ配付)
平成20年4月	委託業務開始

料金整理業務の委託について

1 概要

経営効率化の一環として、横浜市水道事業中期経営計画（平成 18 年度～22 年度）において民間委託することとした「料金整理業務」について、平成 20 年度当初から委託することとします。

2 料金整理の業務内容

「水道メーター検針業務」は、各戸を訪問しメーター指針を計量して水道料金の算定の基礎を得る業務ですが、「料金整理業務」は、納期限を過ぎた未納水道料金の督促、更にはやむをえないと判断した場合の停水、支払い後の開栓という一連の業務に加え、引越しの際の水道の開栓と中止の業務も行っています。

3 委託の基本的な考え方

(1) 包括的な委託

「料金整理業務」の委託に当たっては、業務の効率化を図るため、「水道メーター検針業務」と合わせて包括委託することといたします。

(2) 委託行政区

検針委託については 1 区 1 事業者としておりましたが、当局と受託者間での情報交換、及び指導、監督など、業務を円滑に行う必要があるため、区域を地域サービスセンター毎の 2 行政区を単位とします。

(3) 委託期間

委託業務の適正な執行の確保と質的な向上を図るため、現在行っております検針業務委託の 3 年間から期間を延ばし、委託期間を 5 年間とします。

4 水道メーター検針業務及び料金整理業務にかかる委託の現状と委託開始後

(1) 19年度と20年度の比較

平成19年度(現状)				平成20年度(委託開始後)	
地域サービスセンター	行政区	検針	料金整理	検針	料金整理
鶴見・神奈川	鶴見	○	職員	○	職員
	神奈川	再任用	職員	再任用	職員
西・保土ヶ谷	西	○	職員	○	職員
	保土ヶ谷	○	職員	○	職員
中・南	中	○	職員	○	職員
	南	○ ※	職員	○	職員
港南・栄	港南	再任用	職員	再任用	職員
	栄	再任用	職員	再任用	職員
旭・瀬谷	旭	再任用	職員	◎	
	瀬谷	再任用	職員		
磯子・金沢	磯子	再任用	職員	◎	
	金沢	○ ※	職員		
港北・都筑	港北	○	職員	○	職員
	都筑	○ ※	職員	○	職員
緑・青葉	緑	再任用	職員	再任用	職員
	青葉	○	職員	○	職員
戸塚・泉	戸塚	再任用	職員	再任用	職員
	泉	○	職員	○	職員

委託10区 委託0区
委託13区 委託4区
再任用8区
再任用5区

○検針のみ委託 ◎検針業務及び料金整理業務の包括委託

※19年度で検針委託期間が終了し、今年度に入札を実施する行政区

(2) 平成21年度以降の計画

平成21年度～24年度の4ヵ年で、全区の検針と料金整理を、順次委託します。

(3) すでに水道メーター検針業務を委託している南区及び都筑区の特例措置

現行の検針委託契約が平成19年度末で終了する南区と都筑区は、同一地域サービスセンターの2行政区の委託の終期が異なっていることから、20年度から4年間契約とすることで、委託の終期を合わせます。

中・南地域サービスセンター	港北・都筑地域サービスセンター	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
南区	都筑区	←----- 3年 ----->			←----- 4年 ----->			
中区	港北区	←----- 3年 ----->			←----- 3年 ----->			